

霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市ごみ処理手数料徴収条例（平成22年霧島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「清掃センター」という。）」を「及び牧園横川クリーンステーション」に改める。

第2条第1項中「（霧島市横川町及び牧園町の地区を除く。以下同じ。）」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第2条 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（手数料の額）

第2条 市内で排出された一般廃棄物（資源物を除く。）を搬入する場合の手数料は、別表に定める額とする。

附則の次に、次の別表を加える。

別表（第2条関係）

区分	手数料
一般廃棄物（資源物を除く。）	10キログラムにつき100円 （10キログラム未満については、10キログラムとみなす。）
スプリングマットレス（ソファ等を含む。）	1個当たり1,000円を、手数料に加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市ごみ処理手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の手数料について適用し、同日前の手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、額等の見直しを行うとともに、令和5年4月1日以降、霧島市敷根清掃センター等において横川町及び牧園町の区域で排出されたごみの受入れを行うことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。